

令和 2年1月吉日

『大阪府豊能郡地域のタクシー運賃の改定について』

京都タクシー株式会社

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、京都タクシーグループ（京都タクシー、ヒラノタクシー）では、令和2年2月1日より、下記の通り運賃改定をさせていただきます。改定の概要は下記のとおりです。

本運賃改定は、10月1日の消費税転嫁と同時に京都北部地域を含む全国48ブロックから運賃改定申請が出されておりましたが、8月30日付持ち回り開催の物価問題に関する関係閣僚会議において、消費者庁など複数の関係省庁から異議が唱えられました。これに伴い運賃改定本体については審査を継続することとなっております。10月1日からは消費税分のみの転嫁としておりましたが、令和元年12月13日付で改定運賃の認可公示がなされました。

弊社の営業地域である亀岡市、南丹市、京丹波町、大阪府豊能町では、24年間にわたり、現在の運賃水準を維持してまいりましたが、燃料の高騰やタイヤ等の諸資材の高騰に加え、乗務員の高齢化、働き方改革等も相まって、乗務員不足が深刻化しており、配車のご注文にお応えできない場合があるなど、お客様にご迷惑をおかけしております。

この度の運賃改定は、乗務員の労働待遇の改善を図り、優秀な人材の定着化を目指すとともに、既に配置しておりますユニバーサルデザイン車（ジャパンタクシー）の新設、安全性能の高い車両の導入といった安全対策の強化、導入済みである電子マネーやアプリ決済等のキャッシュレス決済機の前払確保と配車業務の改善のため、運賃を改定させていただきたいと考えております。

今後も、より安心快適なサービスを提供できますよう全社一丸となり取り組んでまいります。何卒、ご理解賜りますと共に、今後とも京都タクシーグループへのご愛顧を何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 運賃改定実施予定日

令和 2年 2月 1日

2. 運賃改定実施の対象地域

大阪府豊能郡

3. 運賃改定の内容

①小型車と中型車を普通車として統合

②改定内容

現行（改正前）

中型車

初乗り 2.0km 690円

加算運賃 261m 80円

改正後

普通車

初乗り 1.7km 680円

加算運賃 241m 80円